

滋賀県立

精神医療センターたより

第13号 平成25年12月発行

～医療観察法病棟（第3病棟）が開棟しました～



第3病棟外観

目次

- ◆ 医療観察法病棟開棟式
- ◆ 知事挨拶
- ◆ 内覧会の様子
- ◆ 医療観察法指定入院医療における医療の概要
- ◆ 滋賀県警察本部との合同訓練
- ◆ 交通・外来診療のご案内

開棟式の様子



大井病院長の病棟概要説明

平成25年10月20日当センターで、医療観察法病棟の開棟式が行われました。当日は、滋賀県選出の衆参議院議員、国、県、医療関係者、地元各自治連合会長等103名の出席者がありました。

式典後、病棟見学を行いました。



知事挨拶(要旨)

この度の医療観察法病棟の整備につきましては、滋賀県精神保健福祉審議会からの「県内において、法対象者の円滑な社会復帰を図る必要があることから、入院医療機関の指定を受けることができ、通院医療や鑑定入院の提供実績を有する県内で唯一の医療機関である精神医療センターにおいて、医療観察法に基づく入院医療の提供を行う。」とのご意見も踏まえ、県として整備を進めてきたところであり、本日、開棟の運びとなりました。

この病棟の開設により法対象者への入院治療が行えることで、通院治療と併せ、県内において一貫した治療を提供できることになり、円滑な社会復帰がより一層期待できるものとする次第です。

医療観察制度は、刑事責任を問えない状態で重大な他害行為を行った人を対象として、社会復帰を継続的に支援・促進することを目的としています。

また、重い病で苦しんでおられる患者さんの苦しみや悩みに寄り添い、県立病院として手厚い医療を提供するという使命が果たせるよう努めます。

今回の病棟整備に関しまして、地元自治会や関係機関の皆様にご多大なるご協力をいただきましたことに感謝を申し上げますとともに、今後とも県行政の推進により一層のご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

平成 25 年 10 月 20 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

内覧会の様子

<参加者の声>

○「安全には万全を期してほしい」、「立派な病棟で安心した」、「見学に来て良かった」等の声をいただきました。



玄関入り口



病室内

<安全対策の一例>

○玄関入り口は一元化し、電気錠による二重扉を設置しており、この扉は同時に開かないインターロックシステムを採用しています

○窓ガラスには複層防犯ガラスを採用し、窓には固定された強度な網戸を設置し、併せてルーバーも設置しています

<内覧会の状況について>

○住民対象内覧会・・・参加者：149名
10月20日（日）13時30分～16時30分

○大学・専門学校等対象内覧会・・・参加者：36名
10月26日（土）10時～12時

○医療従事者等対象内覧会・・・参加者：212名
10月26日（土）13時30分～16時



医療観察法指定入院医療機関における医療の概要

医療観察病棟での治療のすすめ方について

医療観察病棟では、医師、看護師、心理士、作業療法士、精神保健福祉士などからなる多職種チームによる合議制で治療がすすめられます。

標準化された臨床データに基づき、入院対象者の状況を的確に評価することにより、一人ひとりの入院対象者の状態に合わせた丁寧な精神科医療を提供することで入院対象者の病状を改善し、その後の通院医療への移行など、社会復帰を促進することを目標としています。

豊富な人材

指定入院医療機関ガイドラインの指定基準に基づく手厚い医療体制ベッド総数23床（運用20床・予備床3床）に対し看護師30名、医師3名、臨床心理士1名、作業療法士1名、精神保健福祉士3名、他全室個室



「スタッフステーション」

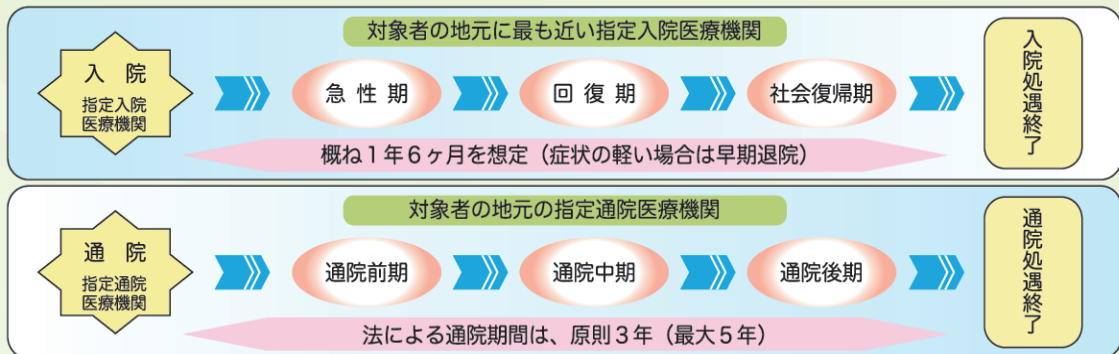
多職種チーム医療

対象者一人を、医師、看護師、心理療法士、作業療法士、精神保健福祉士の5人、5職種がチームで担当し、意見を聞き、同意を得ながら治療を展開しています。



「作業療法室」

症状に応じた治療プログラムに基づく医療の提供



※ 裁判所の審判により、通院処遇、入院処遇の決定がなされます。

社会復帰（治療）のための多種多様な治療プログラム

薬物療法だけでなく、社会復帰に向けた心理社会的な治療プログラムを実践しています。

各種疾病教育プログラム、内省プログラム、地域生活講座
各種OTプログラム、心理面接、ミーティング等々



「居室」

ケアプログラムアプローチと治療共同体を基軸とした治療展開



「体育室」

治療契約、当事者参加型の治療アプローチの手法であるケアプログラムアプローチ（CPA）を実践しています。
また、ミーティング機能を活用して治療共同体モデルで治療環境を創り出しています。

関係諸機関や地域との連携

保護観察所（法務省）の社会復帰調整官も治療支援の一員として加わり、退院後に向けた生活環境調整を行います。

また、家族、地域関係者を交えたケア会議を行いながら社会復帰を進めていきます。



「急性期ユニット」

滋賀県警察本部との合同訓練を行いました

<訓練状況説明>

11月1日、無断退去発生との想定で訓練を行いました。

訓練には、警察本部生活安全企画課、通信指令課、草津署生活安全課、地域課の方にも参加いただき、マニュアルに基づき対応の確認を行いました。

非常通報ボタン

無断退去と判断した時は、速やかに「110番直結の非常通報ボタン」を押し、警察へ通報します。このボタンは県警通信指令課と直結しており、その情報は県警全パトカー等にも連絡がいくようになっており、県警による捜索が開始されます。



非常通報ボタン

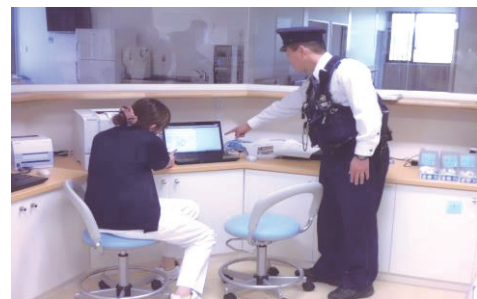


訓練の様子

GPS 機能付き携帯電話の所持

患者さんが病棟から出られる場合には、GPS機能付き携帯電話を所持してもらいます。

これにより、無断退去発生時には位置情報を確認し、警察に情報提供します。



職員がGPS位置情報を警察官に説明

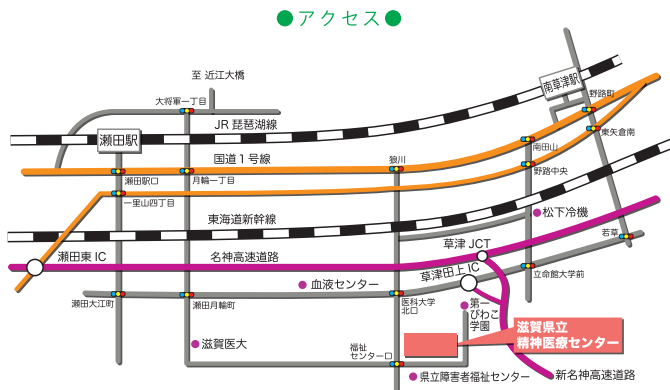
<医療観察法病棟（第3病棟）看護師長からのメッセージ>



平成23年4月から病棟の開設準備を進めてきましたが、11月1日に開棟し、11月5日から患者さんを受入れています。

一人ひとりの患者さんに寄り添って、一日でも早い社会復帰ができるよう、スタッフ一同で治療を進めていきます。

交通のご案内



JR 瀬田駅から

- バス(滋賀医大方面行き)
 - ◆ 大学病院前下車 徒歩10分
 - ◆ 歯科技工士専門学校前下車 徒歩5分
- タクシー 約15分

JR 南草津駅から

- バス(草津養護学校行き)
 - 総合福祉センター前下車徒歩1分
- タクシー 約10分

自動車

新名神高速道路
草津・田上ICから約5分

外来診療のご案内

診療日：月～金曜日

外来受付：午前8時30分～11時00分（予約制）

休診日：土・日・祝祭日・年末年始

	月	火	水	木	金
一般外来・内科	○	○	○	○	○
思春期専門外来		○		○	
アルコール専門外来			○		○



ホームページでもご覧いただけます

<http://www.med.shiga-pref.jp/pmc/>

〒525-0072

滋賀県草津市笠山8丁目4番25号

滋賀県立精神医療センター

Te:077(567)5001/Fax:077(567)5033

